

「新 住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪(大阪府耐震改修促進計画)(案)」に対する府民意見等と大阪府の考え方

「新 住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪(大阪府耐震改修促進計画)(案)」に対する府民意見等の募集した結果、1人の方からご意見が寄せられました。寄せられたご意見に対する大阪府の考え方等は、以下のとおりです。

- 募集期間 令和8年2月13日(金)から令和8年3月16日(月)まで
- 募集方法 電子申請、郵便、ファクシミリ、
- 提出人数・意見数 1名・1件(うち意見の公表を望まないもの0件)※このほか、本計画とは関係のない意見が1件ありましたが、省略させていただきます。
- 府民意見等と大阪府の考え方 以下のとおり。

No.	府民意見等の要旨	大阪府の考え方
1	<p>今般の、新 住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪(大阪府耐震改修促進計画)(案)における基本方針・目標について賛同します。</p> <p>その上で、以下の2点についてご提案させていただきます。</p> <p>1. P.12の③所有者にジャストフィットする周知啓発に関連して「地震保険」の割引制度の周知について、計画に盛り込んでいただきたい。政府と民間保険会社が共同で運営し公共性が高く被災後の生活の安定に資する「地震保険」には、以下のとおり建物の免震・耐震性能に応じた割引制度があり、「地震保険」の割引制度を周知することで、耐震診断・耐震改修の促進につながるものと考えます。</p> <p><地震保険の割引制度>財務省「地震保険制度の概要」抜粋 https://www.mof.go.jp/policy/financial_system/earthquake_insurance/jisin.htm <割引制度・割引の説明、保険料の割引率></p> <p>○免震建築物割引 対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合:50%</p> <p>○耐震等級割引 対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合 ・耐震等級1:50% ・耐震等級2:30% ・耐震等級3:10%</p> <p>○耐震診断割引 対象物件が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合:10%</p> <p>○建築年割引 対象物件が、昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合:10% <参考> https://www.jishin-hoken.jp/</p> <p>2. P.40のハザードマップの活用に関連して日本損害保険協会では、ハザードマップを周知するためのeラーニング・コンテンツを用意していますので、その活用についてご検討いただきますようお願いいたします。 <参考>https://www.sonpo.or.jp/about/useful/hazardmap/index.html</p>	<p>「新 住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、大阪府内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として策定しております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、住宅・建築物の耐震化等における府民の防災意識の向上を図るため、地震保険の割引制度の周知及びハザードマップの活用も含め、幅広く周知啓発を行ってまいります。</p>